

平成31年度  
弥富市国民健康保険に関する事業計画

(案)

平成31年2月  
民生部 保険年金課 国保グループ

## 《 目 次 》

第1章 事業運営の健全化と事業計画 .....	2
第2章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題	
第1節 国民健康保険事業運営の現状 .....	2
第2節 国民健康保険事業運営の課題 .....	2
第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み	
第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上	
1. 国民健康保険税の改定と適正な賦課.....	3
2. 国民健康保険税の収納率向上への取り組み.....	3
第2節 医療費適正化への取り組み	
1. レセプト点検調査の充実.....	4
2. 重複・頻回受診者への訪問指導 .....	5
3. 被保険者資格管理の適正化.....	5
4. かかりつけ医の取り組み.....	6
5. ジェネリック医薬品の使用促進勧奨.....	6
第3節 健康づくりへの取り組み	
1. 特定健診・特定保健指導事業の取り組み.....	6
2. データヘルスの取り組み.....	7
第4節 その他の保険事業への取り組み	
1. 被保険者証(保険証)「臓器提供に関する意思表示欄」啓発・推奨への 取り組み.....	8
資料 .....	9

## 第1章 事業運営の健全化と事業計画

本市では、総合計画に位置づけられた「健やかでやさしいやとみ」のもと、国民健康保険事業の健全化を推進することにより、誰もが安心して医療を受けられるようになることを目的に事業運営を行なっている。国民健康保険事業の対象となる被保険者数は減少傾向にあり、保険給付費も今年度は減少傾向となっております。

また、被保険者に高齢者や無職者を多く含み、課税所得も年々減少していることから、保険給付費の伸びに見合う財源を確保しにくい状況にもある。

このような状況のもと、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度からは、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たすことで、制度の安定化を図ることとされました(以下、平成30年度以降の国民健康保険制度を「新制度」という。)

新制度においては、県が財政運営の中心的な役割を担うこととされている一方、市町村においては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされました。

国民健康保険事業運営の健全化(国保財政の収支不均衡の解消)に向けて効果的かつ効率的に各事業が推進できるよう取り組みの方向性や目標を設けた事業計画の策定を行うものである。

## 第2章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

### 第1節 国民健康保険事業運営の現状

国民健康保険事業においては、平成30年度の新制度により「事業費納付金」に見合う財源(歳入)を確保することが取り組みの基本となる。

歳入における国民健康保険税の財源の確保は厳しさを増してきている。短期被保険者証の交付を活用した滞納者との接触機会の設定などを行なっているものの、財源確保は年々下降の傾向にある。

一方、歳出における「事業費納付金」の主な算定基礎になっている保険給付費は、今年度は減少傾向となっているが、平成29年度までの保険給付費を基に算定しているため「事業費納付金」は今後も増加傾向が予想される。レセプト点検調査や健診事業等保健事業の実施、さらには交通事故等にかかる第三者行為に対する求償事務などにより歳出を抑制しているものの厳しい状況にある。

### 第2節 国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向にあり、保険給付費も減少に推移しているが、被保険者には高齢者や無職者を多く含み、課税所得も年々減少していることから、収納強化を行なっても、保険給付費の伸びに見合う財源を確保できない状況にある。

また、医療費の状況は、糖尿病や高血圧性疾患が高くなってきており、医療費増加の主な要因として考えられる。さらに、被保険者の年齢構成を見ると60歳から74歳の加入者が過半数を占め、医療費の増加に大きく影響を及ぼしていると考えられる。

以上のような、国民健康保険事業運営にかかる構造的な課題の解決に向けて、効果的かつ効率的に事業を推進し、当該国民健康保険事業運営の健全化を図る必要がある。

### 第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国民健康保険事業の現状を踏まえながら、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図るものとする。

#### 第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

##### 1. 国民健康保険税の改定と適正な賦課

###### (1) 国民健康保険税の改定状況について

国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国民健康保険税を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、国民健康保険税率を事業費納付金等に見合うよう賦課する必要がある。

本市において、平成23年度、平成30年度と国民健康保険税率を改定したが、主に被保険者数等の減少により調定額は減少傾向となっております。事業費納付金に見合う財源を確保するため、平成31年度以降も資産割廃止を含め税率改正を検討していく。

###### (2) 資格管理による適正な賦課の取り組みについて

国民健康保険税を適正に賦課していくためには、退職被保険者等を始めとした被保険者の資格の把握、所得状況の把握に努める。

###### ① 被保険者の適用

未適用者の早期発見に努めると共に、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等に係る事項の取扱いに留意しながら、国民健康保険税について遡及して適正に賦課する。

###### ② 退職被保険者の適用

退職被保険者の適用については、年金受給権者一覧表の活用等により早期に把握し、適用の適正化に努める。

###### ③ 適用適正化に関する所得状況の把握

所得状況の把握については、引き続き所得申告書の提出を求めていく。これまでの来庁時の聞き取りに加え、所得申告書の必要性(申告書の提出がないと適正な賦課ができない旨)も広報等していく。

##### 2. 国民健康保険税の収納率向上への取り組み

###### (1) 国民健康保険税収入の状況

調定額と収納額は、平成30年度に税率改定を行なったが、被保険者の減少や課税所得の減少により保険税の収納額は厳しい状況である。

## (2) 国民健康保険税の滞納状況

国民健康保険税の滞納状況を、所得金額別と年齢別の滞納人数及び所得金額別の滞納金額から現状を分析すると、滞納者が特定の階層(低所得者層、高齢者層など)に集中しておらず、それぞれの階層に一定程度存在していることがわかる。これらの分析結果を活用しながら、的確な対応を通じて収納率の確保を図る。

### ○目標値

被保険者数の減少傾向や高齢化の進展、さらには経済・雇用環境の悪化などの影響を受けて課税所得が減少している中で、収納率の維持向上は厳しい状況にあるが、愛知県国民健康保険運営方針に鑑みて、現年度分の収納率95.00%を目標値とする。

### ○取り組みの方向性

#### ア) 滞納状況の分析

滞納状況の改善や今後の増加予測へ対応するため、当該滞納状況を所得金額別滞納世帯数(人数)や所得金額別滞納金額、さらに年齢別などの視点から分析と原因の究明を行ない、効果的かつ効率的な徴収事務が推進できるよう収納率目標の達成にかかる問題点等を検証するなどして計画的に取り組む。

#### イ) 納付相談の推進

滞納者に対する納付相談を推進する。収納課と連携し、来庁者に対して納付相談を実施する。

#### ウ) 分納者に対する対応

分納による納付者に対しては、納付相談等を通じて従来からの納付計画を、できる限り見直すよう取り組みを進める。

#### エ) 口座振替の加入促進および原則化の検討

収入確保の観点から口座振替の加入促進は重要である。市の広報、ホームページ等による啓発や納付書送付時のチラシの同封、さらに窓口での直接対応などにより加入率の向上を図るとともに、平成31年度より口座振替の原則化とする。

#### オ) その他

・コンビニエンスストアでの収納機会について実施していることを啓発していく。

## 第2節 医療費適正化への取り組み

### 1. レセプト点検調査の充実

レセプト点検調査は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や医療費の実態を把握するための基礎資料となり、さらに得られた情報が保健事業の具体的な取り組みの検討材料として活用できるなど、レセプト点検調査は医療費適正化の出発点となる。

#### [レセプト点検の主な項目]

○被保険者資格点検 ○請求内容点検 ○給付発生原因の把握 ○重複・頻回受診者  
○介護保険との給付調整などの把握及び、柔整・はり灸関係についても適切に点検してい

く。

レセプト点検調査における請求内容点検は、再審査請求等を行ない無駄な医療費の支出を抑制するために非常に有効となる点検であり、また給付発生原因の把握も、当該負傷原因が交通事故等の第三者行為によるものであれば、被保険者から被害届の提出を求めるなど速やかな求償事務を行なう。

さらに、同一被保険者の数か月のレセプト点検から重複・頻回受診者を把握し、当該受診者に対する訪問指導を実施することにより、医療費の抑制につなげるなど、医療費の適正化に資する点検を行なう。

#### ○目標値

レセプト点検事務により医療費の適正な支給を行なうとの観点から、その目標水準を財政効果率2.0%とする。これは、国保事業充実強化推進運動(新・国保3%推進運動)の医療費適正化対策における「医療費の1%以上の財政効果をあげる」という数値に基づくものである。

#### ○取り組みの方向性

- ・目標達成のもとで、点検技術や知識を習得するため、県及び国保連合会が主催する研修会へ積極的に参加する。
- ・国保連合会に二次点検を委託する等、効率的なレセプト点検体制の拡充。
- ・重複・頻回受診者の訪問指導への活用や第三者行為による求償事務を着実に推進する。

### 2. 重複・頻回受診者への訪問指導

同一傷病について、同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に受診する「重複受診者」や同一傷病について同一月内に同一診療科目を多数回受診する「頻回受診者」への訪問指導が医療費適正化への有効な手段となる。レセプト点検調査から基準に基づき、重複・頻回受診者リストを抽出し、保健師による訪問指導等を実施する。

#### ○目標値

効果的な訪問を実施することにより、生活習慣病予防のための生活習慣改善行動や適正な医療受診行動が図られることを目的に、抽出した重複・頻回受診者に対し、保健師による訪問指導を実施する。

#### ○取り組みの方向性

- ・レセプト点検調査をもとに、重複・頻回受診者訪問指導対象者(適正化が見込まれる方を対象とする)を抽出する。

### 3. 被保険者資格管理の適正化

#### 国保資格喪失後受診について

社会保険等に加入した後でも国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来、他医療保険者が支払うべき保険給付費を国民健康保険の保険者である本市が支払うこととなるため、資格喪失後受診をできる限り減らしていくことも医療費適正化への取り組みとなる。この場合、資格喪失後受診者に対し、本市国民健康保険が医療給付費の請求を行なうことになり、その後資格喪失後受診者が当該医療保険者に対して保険給付費の返還を求める。

## ○目標値

被保険者証等を医療機関に提示することで、国民健康保険資格を有することを証明し、正しい負担割合での確な医療が受けられるようにすることを目的に、被保険者証等を交付しているが、さらに目的達成度を高めるため、長期(3月以上)の遡及適用を減らすものとし、その目標を5%以下とする。

## ○取り組みの方向性

- ・未適用防止や重複適用防止などに留意した適用の適正化の取り組みや広報活動の充実強化を行なう。
- ・被保険者資格管理による医療費の適正化として、国民健康保険資格喪失後の受診に対する保険給付費の返還を着実に進める。

## 4. かかりつけ医の取り組み

日頃からの信頼関係のもと、自分自身をはじめ家族全体の健康と病気に対し適切な指示をしてもらえる「かかりつけ医」を持つことは、疾病の早期発見・早期治療につながるとともに、健康増進にも役立つものである。症状に応じた最適な医療が受けられ、さらに生活習慣へのアドバイスにより疾病の予防、健康増進につながるというかかりつけ医の効果を示しながら、健康講座等を通じて、かかりつけ医を持っていただく取り組みを進める。

## 5. ジェネリック医薬品の使用促進勧奨

医療機関や調剤薬局で処方してもらう薬には、同じ成分や同じ効果でも薬価が異なるものがある。薬価の高いのが先発品であり、研究開発費に多大な費用を要している。それに対して、後発品は特許期間終了後に製造・販売される薬(ジェネリック医薬品)である。このジェネリックは、研究開発費などを要しないため、先発品の3～7割程度の安価で販売されている。薬剤費は国民医療費の約2割を占めている。安価な薬剤の使用が拡大していくことは、薬剤費の抑制につながるものであるため、使用促進を促すとともに必要な情報提供を行なう。

## 第3節 健康づくりへの取り組み

### 1. 特定健診・特定保健指導事業の取り組み

特定健診・特定保健指導の目的は、脳卒中、高血圧、脂質異常症や糖尿病などに代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備群を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善を徹底して指導するものである。この生活習慣病は、国民医療費全体の約3分の1を占めていると言われており、特定健診・特定保健指導には、この生活習慣病の早期発見と予防により、医療費の削減につながっていくことがねらいにある。

なお、特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、平成30年度から平成35年度の計画期間となる第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画を策定し、その中に健診受診率、指導実施率、メタボリックシンドローム減少率の目標を設定している。

## ○目標値

医療費の多くを占める生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備群を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善を徹底して指導することを目的に、特定健診等実施計画に設定した目標(受診率、実施率)とする。

## ○取り組みの方向性

- ・受診券の送付による啓発とともに、受診していない個人に対して受診勧奨や未受診対策を施す。
- ・未受診者の実態を考慮した集団健診等の実施を推進する。
- ・特定保健指導は、従来の広報活動や利用勧奨の強化と保健指導事業との連携により、利用率及び実施率の向上を図る。

## 2. データヘルスの取り組み

データヘルスとは、データを活用して、人と組織を動かす効果的な保健事業である。

平成25年6月14日に政府で閣議決定された「日本再興戦略」の中で、健康寿命の延伸が重要テーマに挙げられている。それを実現する施策の一つとして、政府は「データヘルス計画の策定・実施」を求めている。データヘルスの実施により被保険者の方の健康寿命が延伸され、その結果として医療費の削減につなげていくことがねらいにある。

弥富市においても平成30年3月に第2期データヘルス計画を策定、平成30年度から平成35年度の事業実施を進めていく。

## ○実施内容

- ①レセプト・特定健診データを用いて、「集団の特徴や課題の把握」を行い、実施計画を立案する。
- ②計画に沿って保険事業をする場面でもデータを活用する。

### 主な施策

- ・特定健診の勧奨
- ・特定健診の結果に基づき個別に作成した情報の提供
- ・特定保健指導の勧奨
- ・医療機関への受診勧奨
- ・服薬者への支援
- ・重症化予防

## ○取り組みの方向性

計画期間は平成30年度から平成35年度まで。

事業を実施したのちにデータに基づいた事業の評価を行う。また、PDCAサイクルの考えを取り入れ効果的な保健事業を行っていく。



#### 第4節 その他の保険事業への取り組み

##### 1. 被保険者証(保険証)「臓器提供に関する意思表示欄」啓発・推奨への取り組み

平成22年5月の法改正によりの被保険者証(保険証)・運転免許証に「臓器提供に関する意思表示欄」が移植医療に対する理解を深めていただくために設けられており、意思表示への理解を深めるため啓発・推奨への取り組みを進める。

## 国保関係資料

### 1. 加入状況

区分 年度	行政区域		国保加入世帯数 (年度末)		国保加入被保険者数 (年度末)	
	総世帯数 (年度末)	総人口 (年度末)	世帯数	加入率	人数	加入率
25	16,560 世帯	44,498 人	6,159 世帯	37.2%	11,410 人	25.6%
26	16,808 世帯	44,469 人	6,056 世帯	36.0%	10,981 人	24.7%
27	17,038 世帯	44,388 人	5,918 世帯	34.7%	10,543 人	23.6%
28	17,286 世帯	44,333 人	5,675 世帯	32.8%	9,883 人	22.3%
29	17,535 世帯	44,272 人	5,429 世帯	31.0%	9,191 人	20.8%

区分 年度	国保加入被保険者数(内 退職被保険者数) (年度末)	
	人数	被保険者に対する割合
25	605 人	5.3%
26	463 人	4.2%
27	331 人	3.1%
28	178 人	1.8%
29	60 人	0.7%

### 2. 任意給付

区分 年度	任意給付	
	出産育児 一時金	葬祭費
25	420,000 円	50,000 円
26	420,000 円	50,000 円
27	420,000 円	50,000 円
28	420,000 円	50,000 円
29	420,000 円	50,000 円
30	420,000 円	50,000 円

### 3. 保険税の賦課状況

(医療分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
25	51.6%	7.8%	26.2%	14.5%	5.1%	17.0%	21,000 円	22,000 円	510,000 円
26	51.3%	8.6%	26.1%	14.0%	5.1%	17.0%	21,000 円	22,000 円	510,000 円
27	50.9%	8.6%	25.7%	14.8%	5.1%	17.0%	21,000 円	22,000 円	520,000 円
28	52.0%	8.6%	25.4%	14.0%	5.1%	17.0%	21,000 円	22,000 円	540,000 円
29	52.3%	8.7%	24.9%	14.1%	5.1%	17.0%	21,000 円	22,000 円	540,000 円
30	52.5%	7.9%	26.0%	13.6%	5.4%	16.0%	23,000 円	22,000 円	580,000 円

(支援金分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
25	54.4%	4.1%	29.8%	11.8%	1.8%	3.0%	8,000 円	6,000 円	140,000 円
26	54.2%	4.5%	29.8%	11.5%	1.8%	3.0%	8,000 円	6,000 円	160,000 円
27	53.9%	4.6%	29.4%	12.1%	1.8%	3.0%	8,000 円	6,000 円	170,000 円
28	55.0%	4.6%	29.0%	11.4%	1.8%	3.0%	8,000 円	6,000 円	190,000 円
29	55.4%	4.6%	28.5%	11.5%	1.8%	3.0%	8,000 円	6,000 円	190,000 円
30	57.3%	3.1%	28.0%	11.6%	1.9%	2.0%	8,000 円	6,000 円	190,000 円

(介護分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
25	50.0%	4.8%	27.5%	17.8%	1.20%	3.0%	7,000 円	6,000 円	120,000 円
26	50.4%	5.3%	26.8%	17.5%	1.20%	3.0%	7,000 円	6,000 円	140,000 円
27	52.1%	5.1%	25.7%	17.1%	1.20%	3.0%	7,000 円	6,000 円	160,000 円
28	52.5%	4.9%	25.4%	17.2%	1.20%	3.0%	7,000 円	6,000 円	160,000 円
29	53.2%	4.7%	25.0%	17.1%	1.20%	3.0%	7,000 円	6,000 円	160,000 円
30	51.0%	3.1%	28.7%	17.2%	1.20%	2.0%	8,000 円	6,000 円	160,000 円

#### 4. 保険税の収納状況

(一般被保険者分)

年度	区分	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	収納率(全体)(%)
25	現年度	1,075,598,088	1,000,175,610	92.99%	74.37%
	滞繰分	375,904,756	79,302,197	21.10%	
26	現年度	1,063,705,297	993,270,925	93.38%	76.57%
	滞繰分	353,802,523	84,336,183	23.84%	
27	現年度	1,033,263,506	962,165,073	93.12%	76.50%
	滞繰分	322,316,895	74,738,171	23.18%	
28	現年度	993,800,057	937,783,344	94.36%	78.12%
	滞繰分	308,309,112	79,473,020	25.78%	
29	現年度	939,722,040	896,219,995	95.37%	79.79%
	滞繰分	266,868,329	66,467,470	24.92%	

(退職被保険者分)

年度	区分	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	収納率(全体)(%)
25	現年度	82,032,412	80,803,073	98.50%	86.58%
	滞繰分	11,863,682	2,418,621	20.39%	
26	現年度	62,678,303	61,753,345	98.52%	88.63%
	滞繰分	10,365,074	1,931,386	18.63%	
27	現年度	46,864,994	45,960,055	98.07%	87.19%
	滞繰分	9,142,483	1,745,277	19.09%	
28	現年度	28,511,143	27,924,428	97.94%	85.11%
	滞繰分	8,367,238	1,477,852	17.66%	
29	現年度	11,137,960	10,883,005	97.71%	66.20%
	滞繰分	7,242,069	1,284,717	17.74%	

保険税の収納状況（合計）

年度	区分	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	収納率(全体)(%)
25	現年度	1,157,630,500	1,080,978,683	93.38%	73.82%
	滞繰分	387,768,438	81,720,818	21.07%	
26	現年度	1,126,383,600	1,055,024,270	93.66%	75.24%
	滞繰分	364,167,597	86,267,569	23.69%	
27	現年度	1,080,128,500	1,008,125,128	93.34%	76.57%
	滞繰分	331,459,378	76,483,448	23.07%	
28	現年度	1,022,311,200	965,707,772	94.46%	76.84%
	滞繰分	316,676,350	80,950,872	25.56%	
29	現年度	950,860,000	907,103,000	95.40%	79.58%
	滞繰分	274,110,398	67,782,187	24.73%	

## 5. 特定健康診査の状況

年度	対象者数	健診受診者数	受診率
25	7,680 人	3,073 人	40.0%
26	7,554 人	3,138 人	41.5%
27	7,348 人	3,072 人	41.8%
28	6,870 人	2,995 人	43.6%
29	6,559 人	2,848 人	43.4%

## 6. 特定保健指導の状況

年度	区分	特定保健指導		
			積極的支援	動議付け支援
25	対象者	331 人	90 人	241 人
	修了者	28 人	4 人	24 人
	実施率	8.5%	4.4%	10.0%
26	対象者	343 人	90 人	253 人
	修了者	23 人	4 人	19 人
	実施率	6.7%	4.4%	7.5%
27	対象者	320 人	73 人	247 人
	修了者	35 人	5 人	30 人
	実施率	10.9%	6.8%	12.1%
28	対象者	313 人	76 人	237 人
	修了者	71 人	9 人	62 人
	実施率	22.7%	11.8%	26.2%
29	対象者	277 人	72 人	205 人
	修了者	67 人	5 人	62 人
	実施率	24.2%	6.9%	30.2%

各年度法定報告より